

水道・下水道の使用に関する 各種手続きについて

水道（以下、下水道も含む）の使用を開始・中止する場合は、町への届け出が必要です。

・各種届出様式は町HPからダウンロードまたは問い合わせ先窓口にあります。

使用を開始する時

水道の使用を開始する場合は、使用開始予定日の2日前までに「使用開始届」の提出が必要です。

【止水栓の開栓作業について】

止水栓の開栓の際は、必ず使用者の立ち合いをお願いしています。開栓は屋外での作業となりますので、建物内の管理は使用者自身で行ってください。

【注意事項】

・使用開始当日に届け出がなされた場合、対応できない場合があります。

・「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定した水道料金等を納めていただく

きます。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届け出をしてください。

使用を中止する時

水道の使用を中止する場合は、「使用中止届」の提出が必要です。

閉栓時は、使用者の立ち合いは必要ありません。

【注意事項】

・水道の使用を中止しても、中止の届け出がない場合は、基本料金がかかりますので、必ず届け出をしてください。
・長期間留守にするなどで一時中止した場合は、再開の手続きが必要となります。
この場合は、電話での届け出が可能です。

使用者等が変わる時

水道の使用者、支払方法、料金請求書等の送付先が変わる場合は、「使用者変更届」の

提出が必要となります。

お支払い方法について

納付書によるお支払いと口座引落があります。

①納付書は、毎月7日頃に送付しますので納期限までにお支払いください。
※コンビニ、郵便局ではお支払いできません。

②口座引落は、毎月25日前月分の料金を引き落としいたします。口座振替手続きは、次の窓口で手続きできます。

・町内の各金融機関（ひやま漁協を除く）
・環境水道課業務係
・熊石総合支所地域振興課
・落部支所
※ゆうちょ銀行については、申込書に記載後ご本人が郵便局窓口にて提出してください。

【届け出の受付時間】

・使用の開始は、郵送またはFAXで届け出をしてください。なお、使用の中止・使用者等の変更をする場合は、電話での受付ができません。

・平日（土日祝祭日、年末年始を除く）
午前8時30分～

午後5時15分
午後9時～午後5時の間となります。

【問い合わせ先】

・環境水道課業務係
☎0137-263-2020
☎0137-622-2120
・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111
☎01398-2-3230

（広告）

障害のある方々の
就労を叶えます

実績多し!!

仕事
決まったよ!

今すぐお電話を!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
函館市深堀町1-7
町内で訓練してます

0138-83-8018
080-1896-1077

ジョブシード 検索

jobsp.hirano@gmail.com

（広告）

故人への想いを伝えるお手伝い

あおい セレモニー 24時間・365日対応

・家族葬（50名様までの密葬用ホールあります）
・寺院・町内の会館を利用し、ご希望にあわせて
様々な宗教形式、無宗教形式の葬儀に対応
・専門スタッフに全てお任せください

〒049-3102
北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855・FAX 0137-66-5015